

上板橋第二中学校へ入学予定児童の
保護者の皆様

令和5年2月6日
板橋区立上板橋第二中学校
校長 宮田 正博

アレルギー疾患に関する事前調査 提出のお願い

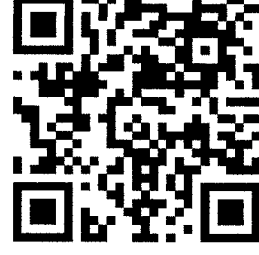
近年、生徒を取り巻く生活環境の変化に伴い、アレルギー疾患がある生徒が増加しております。生命に関わる重度の症状を誘発する例も増えつつあり、本校としても、板橋区教育委員会の基本的な考え方に沿いアレルギー対応をしております。

学校ではアレルギー疾患について更に認識を深め、生徒が学校管理下で安全で安心な学校生活を送れるよう、アレルギー疾患に関する調査を全入学生に実施いたします。

つきましては、「アレルギー疾患に関する事前調査」の提出をお願いいたします。下欄に記載のQRコードを読み取り、オンラインでの回答にご協力ください。アレルギーの有無に関わらず、必ず全員の方がご回答ください。

ご多用中とは存じますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

回答方法 右のQRコードをスマートフォン等で読み込み、
2月17日（金）午前10時までにオンラインで
回答してください。



QRコードが読み取れない場合はこちらのURLに
アクセスしてください。

<https://forms.gle/t2EFAvFQstuYmJj6>

※ オンラインでの回答が難しい場合は、裏面の調査用紙に記入の上、上板橋二中・新入
生保護者説明会（2月18日（土）実施予定）の受付にて提出してください。

アレルギー疾患があるお子様で、学校管理下で対応が必要な場合は、後日「学校生活管理指導表」をご提出いただけます。その後は、個別の面談を行った上で、アレルギー対応の開始となります。個別の面談は2月後半から3月中旬までを予定しております。

※ 本件に関するお問い合わせは、
副校長 中山幸子、主任養護教諭 山邊美奈子（電話 03-3956-8136）までお願いいたします。

*** QRコードによるオンライン回答が難しい方のみ、こちらをご利用ください。**

※ 本調査は下記の方法で、必ず全員の方がご回答ください。
 方法① 裏面のQRコードをスマートフォン等で読み込み、2月17日午前10時までにオンラインで回答する。
 方法② 本調査用紙に記入の上、上板橋第二中・新入生保護者説明会(2月18日(土)実施予定)の受付にて提出する。

アレルギー疾患に関する調査票

令和5年 月 日

小学校	() 小学校	ふりがな	
保護者名	6 年 () 組	児童氏名	(男・女)
		連絡先電話番号 <small>(必要な場合のみ連絡します。)</small>	

質問1 お子さんがアレルギー疾患はありますか?	はい	いいえ <small>(これで調査は終わりです)</small>
-------------------------	----	-------------------------------------

質問1で「はい」の方、質問2以下についてご記入ください ※花粉症の人は、症状がでる部位に○を付けてください。

質問2 アレルギー疾患の該当する項目に○をつけてください。(○をつけた場合は質問3にも答えてください)			
目 (アレルギー性結膜炎)		食物アレルギー	原因食材を記入
鼻 (アレルギー性鼻炎)		皮膚 (アトピー性皮膚炎)	/
気管支喘息		その他 (医薬品や虫など)	原因物質を記入

質問3 過去1年以内にアレルギー疾患で医師や薬剤師でショック症状やそれ以上の反応をおこしたことがありますか?			
ここ1年以内に花粉症やアレルギー性結膜炎などのアレルギー性眼疾患と判定された。			
ここ1年以内に花粉症やアレルギー性疾患の鼻炎と判定された。			
ここ1年以内に、じんましんやアトピー性皮膚炎などのアレルギー性皮膚疾患と判定された。			
ここ1年以内に、気管支喘息と判定されたまたは医療機関受診中である。			

質問4 上記のアレルギー疾患で医師や薬剤師でショック症状やそれ以上の反応をおこしたことがありますか?	はい	いいえ
--	----	-----

「はい」の方は、詳しく症状をご記入ください。

質問4 エピソードをおもっていただけますか?	はい	いいえ
ショック症状を防ぐための対策を準備していただけますか?	はい	いいえ

質問5 お子さんのアレルギー疾患に対する学校が実施している対応はありますか?	はい	いいえ
アレルギー対策のため、EメールやLINEなどで連絡がとれますか?	はい	いいえ
アレルギーによる症状の発生を防ぐための対応がとれますか?	はい	いいえ

質問3・4・5のいずれかで「はい」とお答えになった方は、学校管理下で配慮が必要な場合、学校生活管理指導表の書式をお渡しいたします。学校生活管理指導表を学校へご提出いただき、それに基づいて保護者面談を実施いたします。